

IV 子ども総合センター 事業報告 (令和6年度)

- 1 研修会
- 2 里親促進事業
- 3 不登校やひきこもり児童の支援事業
- 4ペアレントトレーニング事業
- 5 被虐待児心の回復支援事業（カットステッププログラムの実施）
- 6 24時間子ども相談ホットライン事業・Eメール相談事業
- 7 親子のための相談LINE
- 8 少年の健全育成活動
- 9 社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会

1 研修会

子ども総合センターでは、児童福祉の専門機関として、関係機関の職員をはじめ児童福祉に携わる様々な職種の方々を対象に、多様な研修会を開催している。

令和6年度に実施した研修会は次のとおりである。

(1) 法律研修会 (H9年度～)

【主 旨】

児童福祉、特に虐待対応においては、子どもの身体・生命の安全と、親の親権が激しくぶつかり合うため、法的根拠に基づく適正な手続きが必要となる。そのため、関係機関職員等に対し、児童福祉関連法、民法をテーマとした、福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会所属の弁護士による法律研修を行い、法律知識及び資質向上を図る。

【内 容】

年 月 日	内 容	講 師	対 象
毎月1回	児童福祉、特に虐待対応に必要となる法律問題（児童虐待防止法、児童福祉法、民法、刑法、行政法等）をテーマとし、研修会を開催する。	弁 護 士	子ども総合センター職員 関係機関職員

(2) 北養協・子ども総合センター合同研修会 (H15年度～)

年 月 日	内 容	対 象
R6.11.11	児童養護施設等と子ども総合センター職員と合同で実施。 ・小規模グループケア・地域小規模施設における養育について ・グループ討議等	児童養護施設 及び 子ども総合センター職員等

(3) 里親研修

年 月 日	内 容	講 師	対 象
年2回(夏・冬) ① R6.7.17、R7.1.19 ② R6.8.13、R7.2.24 ③ 実習は個別に受講 (児童養護施設2日、乳児院1日)	新規里親研修 ①基礎研修 ②登録前研修 ③施設実習(3日間)	子ども総合センター職員 里親支援専門相談員 先輩里親	里親登録希望者 (養育里親・養子縁組里親)
R6.12.10	養育・養子縁組里親 更新研修(講義)	子ども総合センター職員 里親支援専門相談員	養育里親・養子縁組里親 更新対象者
R6.11.18 R6.11.22	専門里親更新研修 (講義及び演習)	子ども総合センター職員他	専門里親 更新対象者

2 里親促進事業

(1) 北九州市里親養育相互援助事業委託

昭和53年に発足した「北九州市里親会」(愛称:ひまわり会)に対し、里親同士の交流や、里親の養育能力の向上、里親と委託児童の交流等を目的とした事業を委託。

令和7年3月31日現在 会員数68世帯。

① 里親サロン(茶話会等)

- ・実施日:令和6年4月10日(水)、5月1日(水)、6月8日(土)、7月10日(水)、11月13日(水)、令和7年1月8日(水)、3月12日(水)

② スキルアップ講座(子育て講座、不登校講座)

- ・実施日:令和6年9月11日(水)、10月28日(月)

③ 親子レクリエーション(イベント)

- ・キャンプ 令和6年 8月11日(日) (足立青少年の家)
- ・クリスマス会 令和6年12月14日(土) (山田緑地)
- ・新春交流会 令和7年 2月 1日(土) (ミクニワールドスタジアム)

(2) 一日里親の会事業補助金

児童養護施設に入所している児童に、家庭生活を体験させることにより、児童の社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進することを目的とした団体「北九州市一日里親の会」へ補助金を交付。団体は昭和29年に双葉学園で「手をつなぐ一日里親の会」として始まり、昭和45年に市内6施設の児童養護施設を対象に発足した「北九州市一日里親の会」に引き継がれて発展した。

令和7年3月31日現在 会員数154世帯405名。

① 研修会

一日里親としての必要な知識、技術の習得による資質の向上を目的に実施。

- ・実施日 令和6年7月20日(土)～21日(日)
- ・内容 第69回 九州地区里親研修会 熊本県大会

- ・実施日 令和6年11月22日(金)
- ・内容 児童虐待問題市民講座

② 旅立ちを祝う会

- ・実施日 令和7年2月13日(木)
- ・場所 ホテルクラウンパレス小倉
- ・内容 読売光と愛の事業団からの寄付により記念品(腕時計)贈呈
北九州市印章業組合連合会からの記念品(印章)贈呈
株式会社小倉縞々からの記念品(巾着)贈呈
- ・参加者 卒園生(19名)、一日里親・施設職員等

3 不登校やひきこもり児童の支援事業

【不登校への理解を深める講座・不登校の悩みを語り合う保護者の集い】

(1) 目的

- ・ 不登校児童生徒の心情に寄り添う支援の在り方や家庭での接し方などについて、具体的な事例を基に考える。
- ・ 不登校の子どもをもつ保護者が集まり、お互いの悩みや不安を共有しながらファシリテーターの助言を交えて、子どもとどのように向き合うかを考え合う。

(2) 対象

北九州市在住の不登校及びひきこもりの子どもをもつ保護者

(3) 実施回数

令和6年度は3回実施(各学期に1回ずつ)。

4 パARENTトレーニング事業

(H16年度～)

【主 旨】

現在、虐待をしている保護者、虐待の再発の可能性のある保護者及び子どもの養育に不安を感じている保護者などを対象に、カウンセリング、心理教育、集団療法等の技法を用いて、養育不安の軽減、心理アセスメント、自身の養育態度のふり返りや養育技術の習得等を図る。

【概要と実施状況】

○ 家族再統合コース

児童養護施設等の施設に入所している児童と保護者、及び在宅の児童と保護者との親子関係の再構築を図るため、個別援助プログラムを、原則として6回を月1～2回のペースで実施する。

令和6年度参加家族数：13家族

○ 養育不安コース

発達障害またはその疑いのある就学前の児童等とその保護者を対象とし、養育不安の軽減や虐待予防を図るとともに、保護者同士が共感し、互いに支えあう場を提供することを目的に年2回、週1回全8回のグループワークを実施する。

令和6年度参加家族数：9家族

5 被虐待児心の回復支援事業（セカンドステッププログラムの実施）

（H28年度～）

【主 旨】

虐待を受けるなど、適切な養育を受けてこられなかった児童は、その影響により、情緒、社会性の発達が未熟なため、衝動性のコントロールが困難で、暴力等の加害行為を行ってしまう例も見られる。

被虐待児童など、心のケアや発達支援が求められる児童に対する支援の一環として、「セカンドステッププログラム」を実施し、社会性と情動の能力、自己調整スキルを伸ばすことにより、社会性を育み、怒りや衝動性のコントロールを可能とし、暴力によらない問題解決のための対処スキルを身につける一助とする。

【概要と実施状況】

平成28年8月から事業を開始した。

○ 一時保護中の児童に対するプログラム

当初、小学生のみを対象にプログラムを開始したが、令和元年11月から、対象児童を拡大し、中学生及び高校生に対してもプログラムを開始した。

児童心理司と一時保護所職員が共同し、週1回(以下の3グループを1週1グループずつ順に)実施している。

- ・小学生(1回45分程度の実施)

令和6年度実施回数：42回 参加児童数(延べ)：129人

- ・中学生(男子、女子グループに分け、それぞれ1回45分程度の実施)

令和6年度：41回 参加児童数(延べ)：145人